

表 1. 鉱業探査活動のための環境保護規制の категорияー変更案

	2017年5月案	大統領令 020-2008-EM(2008年)	大統領令 014-2007-EM(2007年)	大統領令 038-98-EM(1998年)
旧カテゴリ「地質調査」の範囲	第 17 条 「探鉱前調査活動」に名称変更。 地質調査、試錐座の設置場所の下見等、環境に特段の影響を与えない活動は、年次報告書における申告のみ。	第 19 条(地質調査) 「カテゴリ A」から「地質調査」に名称変更。 トレンチ調査は対象外。 地域住民の権利尊重、周辺地域の社会経済文化への負の影響や混乱を回避又は最小限にする為の対策を講じること。	同右	第 4 条(カテゴリ A) 地質調査、物理探査、地形図作成、小規模のサンプル採取、探査機材は土地表面を傷つけることなく手で持ち運び可能なものを利用。本カテゴリにエネルギー鉱山省の許可必要なし。
旧カテゴリ I の範囲	第 48 条/Anexo 1 「低環境リスクプロジェクト」に名称変更。 試錐座 20ヶ所まで。 機材設置やアクセス道建設等を含めた総影響エリア 10 ha未滿。 試錐リグは同時に 4 台まで稼働可能。 以下は例外:水源や湿地帯から 50m 内、水路・井戸・泉から 50m 内、冬季の積雪・氷河の最大範囲から 500m 内、保護森林や原生林から 100m 内	第 20 条-1(カテゴリ I) 「カテゴリ B」→「カテゴリ I」に名称変更。	探鉱坑道は 50m まで。	第 4 条(カテゴリ B) 廃棄物が発生し処理が必要な場合。ボーリング数 20 本以内、機材設置やアクセス道建設等を含める総合活動エリアは 10 haまで。
	第 16 条/Anexo 1「カテゴリ I」 試錐座 40ヶ所まで。 機材設置やアクセス道建設等を含めた総影響エリア 10 ha未滿。 探鉱坑道延長 100m 未滿(ただし脆弱な生態系保護エリア、雨季における水域や泉等の付近に位置しないこと)。			
旧カテゴリ II の範囲	第 16 条/Anexo 1「カテゴリ II」 カテゴリ I を超える規模や下記における活動。 ・自然保護区、緩衝地帯、州政府保護区 ・放射性鉱物の探鉱エリア ・政府機関による特別保護エリア ・冬季の積雪・氷河の最大範囲から 150~500m 内	第 20 条-2(カテゴリ II) 「カテゴリ C」→「カテゴリ II」に名称変更。	同右	第 4 条(カテゴリ C) ボーリング数 21 本以上、活動エリア 10 ha以上、探鉱坑道全長 50m 以上。

表 2. 旧カテゴリ I の手続き変更案

	2017年5月案	大統領令 020-2008-EM(2008年)	大統領令 014-2007-EM(2007年)	大統領令 038-98-EM(1998年)
旧カテゴリ I の手続き	<p>第 48 条「低環境リスクプロジェクト」 DIA 申請受理後 10 日以内に審査承認を行う。 TOR 履行審査の結果報告に基づき、承認または却下を決定（申請者に対する不備事項の指摘や補完情報の要求等は行われない）。 却下の場合、訂正した DIA を再度申請することができる。</p> <p>第 40～47 条「カテゴリ I」 オンライン環境評価システム (SEAL) を通じて環境影響申告書 (DIA) を提出（申請者は事前に DGAAM と打ち合わせ可能）。 DIA 内容に不備がある場合当局は 5 日以内に申請者に通知し、申請者は 5 日以内に訂正する。 DGAAM は 3 日以内に内容を確認し、適切な修正が行われれば審査開始。 審査は、開始日から 60 日後を期限として実施される（審査評価 30 日、申請者による修正 18 日、承認決議公布 12 日）。 DGAAM は DIA 受理後 3 日以内に関係省庁機関に対し DIA を送付し、意見指摘を求める。 これら省庁機関は 20 日以内に回答する。 DGAAM は全ての機関からの回答受領後 30 日以内（原文ママ）に DIA への指摘をまとめた報告書を公表する。 申請者は 10 日以内に SEAL 経由で回答する（5 日間延長可能）。 申請者からの回答受理後 5 日以内に、関係省庁機関は最終意見を公表する。 この後 3 日以内に DGAAM は最終報告書を作成する。この際必要な補完情報を申請者は 5 日以内に提出する。 DGAAM は提出された DIA の承認または却下の決議を公布する（ANA、SERNAMP、SERFOR との合意が必要）。</p>	<p>第 30 条 エネルギー鉱山省鉱業環境総局(DGAAM)に対して環境影響申告書(DIA)を提出。 DIA は、エネルギー鉱山省手続規則(TUPA)に沿って作成されていること、法律第 29060 号に示される宣誓申告書を添付することで、以下の例外を除き自動承認される(第 22 条 22.5 項)。 <自動承認対象外のケース> ・ウラン対象の探鉱。 ・自然保護地域或いは自然保護地域に隣接する地区/湿地帯、水路、井戸等の 50m 以内。 ・氷河内或いは氷河から 100m 以内。 ・原生林或いは保護森林地区。 ・休廃止鉱山鉱害の存在する地区或いはカテゴリ I の許容範囲を超える探鉱作業実施後作業跡が未修復の地区。 以上の場合、DGAAM は DIA の提出後最大で 45 日以内に承認或いは否認の回答を行う。</p>	<p>第 5 条 エネルギー鉱山省鉱業環境総局(DGAAM)に対して DJ を提出。提出後、当局は 5 日以内に環境両立証明書(Certificado de Viabilidad Ambiental)を付与する。</p>	<p>第 5 条 エネルギー鉱山省鉱業総局(DGM)に対して宣誓申告書(DJ、Declaracion Juarada)を提出。提出後 20 日以内に当局から DJ の内容に関する問題点指摘等の応答の場合は承認とみなす。</p>
旧カテゴリ I の書類内容	<p>第 28 条 DIA は鉱業権者又は SENACE 認定のコンサルタントが作成できる。 第 39 条 DIA 内容は、環境影響評価システム法(法律第 27446 号)に基づき、MEM が承認する TOR に従って作成する(TOR は新規則公布後 30 日以内に承認される予定)。</p>	<p>第 21 条 DIA は鉱業権者又は専門のコンサルタントが作成できる。 第 29 条 DIA 記述内容は、鉱山省決議 167-2008-MEM/DM に基づき、下記のとおりとする。 ・プロジェクト概要 ・経緯 ・市民参加 ・プロジェクト地域詳細 ・探鉱活動詳細 ・探鉱による影響 ・環境保護対策 ・探鉱終了段階</p>	<p>第 4 条(追加部分) ・鉱区、探鉱エリア、アクセス道、ボーリング予定地、トレンチ調査予定地、探鉱による影響を受ける地域、集落、自然保護区、農地などを明記した UTM 座標入り地図(プロジェクト位置の特定が容易な縮図)。 ・近隣集落からの距離・アクセスルート一覧表。 ・周辺地域との関係樹立プラン。</p>	<p>・企業情報(企業名、住所他)。 ・探鉱エリア情報(行政地区名、UTM 座標内位置など)。 ・探鉱活動日程計画表。 ・探鉱活動における環境保護対策。 ・環境修復プラン。</p>

表 3. 旧カテゴリ II の手続き変更案

	2017 年 5 月案	大統領令 020-2008-EM(2008 年)	大統領令 014-2007-EM(2007 年)	大統領令 038-98-EM(1998 年)
旧カテゴリ II の手続き	<p>第 50~57 条</p> <p>オンライン環境評価システム(SEAL)を通じて環境影響概要調査(EIA-sd)を提出(申請者は EIA-sd 提出に先立ち DGAAM や専門家と打ち合わせ可能)。 EIA-sd 内容に不備のある場合、当局は 5 日以内に申請者にその旨通達する。 適切な訂正が行われた場合、審査開始。 EIA-sd 審査は、審査開始日から 90 日を期限として実施され、その内訳は審査評価 40 日、申請者による内容訂正 30 日、承認決議公布 20 日。 DGAAM は EIA-sd 受理 3 日以内に関係省庁機関に対し EIA-sd を送付し、意見指摘を求める。 これら機関は 30 日以内に回答の義務を負う。 DGAAM は上記機関からのすべての回答受領後 3 日以内に EIA-sd に対する指摘をまとめた報告書を公表する。 申請者は 10 日以内に回答する(この期間はさらに 10 日間延長可能)。 申請者からの回答書受理後 10 日以内に、上記機関は最終意見を発表する。 前項期限日から 3 日以内までに DGAAM は EIA-sd に対する最終報告書を作成する。 その際必要となりうる補完情報を、申請者は 5 日以内に提出する。 前項の期限終了後、DGAAM は EIA-sd の承認または却下を決定する決議を交付する(DGAAM は、ANA、SERNANP、SERFOR からの賛同が無い限り、承認・却下決議を交付することはできない)。</p>	<p>第 35 条</p> <p>エネルギー鉱山省鉱業環境総局(DGAAM)に対して環境影響概要調査(EIAsd、Evaluacion de Impacto Ambiental Semi Detallado)を提出。当局は EIAsd 公表により一般市民からの意見受付を行う。EIAsd 内容に不備のある場合当局は 20 日以内に申請者にその旨通達する。申請者は 15 日以内に訂正を行う。当局は承認或いは否認を書面通達。訂正済み EIAsd が不十分な場合、当局は訂正済み書類受領後 5 日以内に申請者に対して補足資料の提出を求める場合がある。補足資料は 10 日以内に提出されなければならない。補足資料が不十分な場合は申請は否認され、十分な場合は承認の旨が書面通達される。承認或いは否認の書面回答は EIAsd の当局への最初の提出後から 55 日以内に行われる。期限内に回答の無い場合は自動承認とはならず、申請者に次の行動をとる権利が発生する。申請者は申請が否認されたときのみ鉱業審議会(官民の有識者 5 名からなる独立機関)に再申請することができる。鉱業審議会は 30 日以内に審議し、結論を出さなければならない。30 日を過ぎると自動承認となる。なお、引き続き当局からの回答を待つこともできる(当局は、申請者が鉱業審議会に再申請しない場合、審査を継続し、結論を出す義務がある)。</p>	<p>第 6 条</p> <p>エネルギー鉱山省鉱業環境総局(DGAAM)に対し EA を提出し承認を受ける必要がある。当局は EA 受領後 5 日以内に EA を一般公開し、20 日間意見受付を行う。EA の内容に問題点がなければ意見受付期間終了後 10 日以内に承認の旨を書面で通達する。EA 内容に問題のある場合、当局はその旨を通達する。申請者は通達受領後 15 日以内に EA を訂正しなければならない。訂正済み EA を受領後、当局は 10 日以内に承認或いは否認を書面で通達する。10 日以内に当局からの通達が無い場合は承認とみなす(Silencio Administrativo Positivo)。</p>	<p>第 6 条</p> <p>エネルギー鉱山省鉱業総局(DGM)に対して環境調査書(EA、Evaluacion Ambiental)を提出。当局は EA 受領後、要約版を官報、地元新聞社等を通じて一般公開し、25 日間意見を受け付ける。意見受付期間終了後 15 日以内に当局から問題点指摘等の応答が無い場合は自動承認とする。</p>
旧カテゴリ II の書類内容	<p>第 28 条</p> <p>EIA-sd は鉱業権者又は SENACE 認定のコンサルタントが作成しなければならない。</p> <p>第 49 条</p> <p>EIA-sd 内容は、環境影響評価システム法(法律第 27446 号)に基づき、MEM が承認する TOR に従って作成する(TOR は新規則公布後 30 日以内に承認される予定)。</p>	<p>第 21 条</p> <p>EIA-sd は、鉱業権者又は専門のコンサルタントが作成できる。</p> <p>第 34 条</p> <p>EIA-sd には、法律第 27446 号第 9 条及びエネルギー鉱山省決議の指示するカテゴリ II 記載事項を記入しなければならない。</p> <p>EIA-sd 記述内容は、鉱山省決議 167-2008-MEM/DM に基づき、下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト概要 ・経緯 ・市民参加 ・プロジェクト地域詳細 ・探鉱活動詳細 ・探鉱による影響 ・環境保護対策 ・探鉱終了段階 	<p>変更は無いがより細かな情報を記載。</p>	<p>I. 概要。</p> <p>II. 活動の法的根拠など。</p> <p>III. 探鉱の目的、活動日程。</p> <p>IV. プロジェクト地域詳細情報。</p> <p>V. 活動内容詳細(技術的説明等)。</p> <p>VI. 予測される影響。</p> <p>VII. 環境保護対策。</p> <p>VIII. 原状回復プラン。</p>

表 4. 最低生産不履行時の罰金規定の推移

	行政立法第 1320 号(2017 年 1 月)	行政立法第 1054 号(2008 年 6 月)	行政立法第 1010 号(2008 年 5 月)	法律第 27341 号(2000 年 8 月)
第 38 条: 生産開始期限	同右	鉱業権を取得した翌年から起算して 10 年目満了時までには生産を行わなければならない。	鉱業権を取得した年から起算して 7 年目満了時までには生産を行わなければならない。	鉱業権を取得した年から起算して 6 年目満了時までには生産を行わなければならない。
第 38 条: 年間最低生産量	同右	同右	金属の場合、鉱区 1 haにつき 1UIT (当時 3,500 ソーレス)、非金属の場合、0.1UIT。	金属の場合、鉱区 1 haにつき年間 100US\$相当、非金属の場合、年間 50US\$相当の国内通貨。
第 38 条: 年間最低生産量 (小規模鉱業)	同右	同右	金属の場合、鉱区 1 haにつき 0.1UIT、非金属の場合、0.05UIT。	金属・非金属にかかわらず、鉱区 1 haにつき年間 50US\$。
第 38 条: 年間最低生産量 (零細鉱業)	同右	同右	金属・非金属にかかわらず、鉱区 1 haにつき 0.05UIT。	金属・非金属にかかわらず、鉱区 1 haにつき年間 25US\$。
第 40 条: 最低生産不履行時の罰金 (鉱業権維持料への追加)	11~15 年目:年間最低生産量の 2%、16~20 年目:同 5%、21~30 年目:同 10%、31 年目:鉱業権の失効。	11~15 年目:年間最低生産量の 10% (金属は当時 350 ソーレス/ha/年、非金属は当時 35 ソーレス/ha/年)、16 年目:鉱業権の失効。	8~12 年目:年間最低生産量の 10% (金属は当時 350 ソーレス/ha/年、非金属は当時 35 ソーレス/ha/年)、13 年目:鉱業権の失効。	7~11 年目:6US\$/ha/年(小規模は 1、零細は 0.5)、12 年目以降: 20US\$/ha/年(小規模は 5、零細は 3)。
第 41 条: 鉱業権失効の制限	鉱業権者は、その投資額が、1 鉱区あたりに支払う年間及びhaあたりの罰金額の 10 倍以上場合、罰金の支払は該当しない。	不可抗力或いは鉱業権者の責任によることのない理由で最低生産が不履行であることが、政府機関によって証明された場合、鉱業権の失効期限を最大 5 年間延長できる。 鉱業権者が、罰金の支払に加えて、罰金の 10 倍以上の探鉱投資を証明できる場合、鉱業権は失効しない。 鉱業権を取得した翌年から起算して 20 年目満了時までには最低生産を履行できない場合、鉱業権は失効する。	不可抗力によって最低生産が不履行であることを証明できる場合、鉱業権は失効しない。	当該条文無し
第 59 条: 滞納等による鉱業権失効	同右	同右	2 年連続で利権料または罰金を滞納した場合、鉱業権は失効する。 最低生産量が 2 年間不履行の場合、鉱業権は失効する。	2 年連続で利権料または罰金を滞納した場合、鉱業権は失効する。

注) UIT (課税単位) : 2017 年 1 月より 1UIT=4,050 ソーレス (約 1,220 ドル) : 大統領令 353-2016-EF (2016 年 12 月 22 日公布)